

新郷村風力発電施設等の設置に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、新郷村において風力発電施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の設置にあたって、設置する者（以下「設置者」という。）が遵守する事項や調整手続等を示すことにより、新郷村民の安全・安心及び環境保全、景観形成の確保に資することを目的とする。

2 対象となる施設及び地域

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設とは、新郷村において風力発電の施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設、又は大規模な改修をする場合を対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は新郷村全域とする。なお、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地への建設は避けること。

3 設置等にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

小型風力発電施設（20kw未満）については、住宅等から300m以上離れていること。
それ以外の風力発電施設については、500m以上離れること。

※ 住宅等には、学校、保育園、診療所などの文教施設、保健福祉施設及び神社仏閣等を含むものとする。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住居の用に供される地域」に係る基準地内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とすること。

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないものとする。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

風力発電施設等の設置等によって動植物等に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

- ① 設置者は、風力発電施設等の設置にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

③ 設置者は、景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じるものとする。

④ 設置者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を掲示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを掲示するものとする。

(7) 光害

設置者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

設置者は、風力発電施設等の設置等にあたって、設置等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

4 ガイドラインによる調整手続等

(1) 事業説明

設置者は風力発電施設等の設置地域及び規模等を計画した段階で、新郷村に事業説明するものとする。

(2) 事業計画の承諾

設置者は、風力発電施設等から300m以内の地権者のほか、常会、関係団体に事業説明し、承諾書又は同意書を得ること。

(3) 事業説明会の開催

設置者は住民説明会等を実施し、実施結果について、随時、新郷村へ報告すること。

(4) 風力発電施設等の設置に係る届出

設置者は、本ガイドラインに基づき以下の書類を新郷村へ提出するものとする。

- ① 国の設備認定通知（写）
- ② 電力との接続契約（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）
- ③ 地権者、常会、関係団体等からの風力発電施設等設置の承諾書又は同意書（写）
- ④ 事業開始から撤去までの事業実施計画（任意）
- ⑤ 事業体制、運用開始後の連絡体制、不測の事態が生じた場合の責任の確約書
- ⑥ 事業終了後の撤去に係る確約書

5 設置工事及び工事完成後

設置者は、風力発電施設等の設置工事及び工事完成後について、環境及び景観等の保全に関し、「3 設置等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6 設置後の維持管理等

(1) 設置者は設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。

なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに新郷村に報告すること。

(2) 設置者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した時には、原因を調査し誠意を持って障害の解消にあたるるとともに、その内容を新郷村に報告すること。

(3) 設置者は設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

7 その他

(1) 風力発電施設等の設置等にあたり、住民等から設置者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を新郷村に報告すること。

(2) 本ガイドラインの施行日において、既に青森県景観条例に基づく大規模行為届け出済みの事業者については、「4 ガイドラインによる調整手続等」は適用外とするが、建設後の維持管理等については、環境及び景観等の保全の確保から「6 設置後の維持管理等」の遵守に努めるものとする。

(3) 本ガイドラインの対象とならない風力発電施設については、必要に応じて制定することとする。

附 則

このガイドラインは、平成30年 2月 1日から施行する。